

一般社団法人日本レオロジー学会  
学会賞に関する申し合わせ

昭和 58 年 5 月 13 日理事会 平成 8 年 1 月 30 日理事会  
平成 12 年 4 月 14 日理事会 平成 13 年 10 月 24 日理事会  
平成 13 年 12 月 11 日理事会 平成 17 年 7 月 25 日理事会  
平成 20 年 4 月 14 日理事会 平成 23 年 8 月 2 日理事会  
平成 25 年 1 月 25 日理事会 令和 6 年 2 月 15 日理事会

- 第 1 条 日本レオロジー学会授賞規程 3 の奨励賞授賞候補者の年齢は、推薦される年の 4 月 1 日現在で満 39 歳未満とする。
- 第 2 条 同規程 4 の各賞の単年度の受賞数は、原則として次に定める数以内とする。功績賞 1 人、学会賞 1 人、技術賞 2 件、奨励賞 2 人、論文賞 2 人
- 第 3 条 同規程 5 の記念品の価格は、功績賞、学会賞、技術賞、奨励賞、論文賞に対しそれぞれ 10,000 円程度とする。なお、技術賞の記念品は会社・事業所の受賞者 1 人に 1 品ずつとする。
- 第 4 条 学会賞については、奨励賞を受けた会員も対象にするが、その後の発展が顕著であることを要する。
- 第 5 条 奨励賞については、研究の将来的発展を奨励する意味合いの強い賞である。